

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年5月7日認可した。

令和6年5月17日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池南地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下青木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）由良地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡池地区